

○山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程

平成元年 9 月 1 日
公安委員会規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務を山口県警察本部長（以下「本部長」という。）、高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）に専決させること等について必要な事項を定め、もってその事務の適正かつ能率的な処理を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において「専決」とは、公安委員会の権限に属する事務について常時公安委員会に代わって決裁することをいう。

(専決事務の範囲)

第 3 条 公安委員会は、別表第 1 又は別表第 2 に定めるところにより、本部長又は署長に公安委員会の権限に属する事務を専決させるものとする。ただし、同表の 30 の表第 59 条第 2 項の項、第 59 条第 3 項の項及び第 108 条の 34 の項の事務で高速道路における交通警察の運営に関する規則（昭和 46 年国家公安委員会規則第 3 号）第 1 条に規定する高速道路（別に定める区間を除く。）に係るものについては、高速隊長に専決させるものとする。

(専決事務の制限等)

第 4 条 前条の専決事務のうち、公安委員会において特にその内容を了知しておく必要があると認められる事案については、その処分前に、当該事案の内容を公安委員会に報告するものとする。

2 前条の規定にかかわらず、公安委員会の権限に属する事務が次の各号のいずれかに該当する場合は、公安委員会の決裁を受けるものとする。

- (1) 事案につき疑義若しくは紛議があるもの又は処理の結果紛争を生ずるおそれがあるもの
- (2) 事案が重要若しくは異例に属し、又は先例となるもの
- (3) 事案の処理について特に公安委員会から指示があったもの

(部長等の専決)

第 5 条 本部長は、第 3 条の規定により専決することができる事務のうち、定例かつ軽易なものについては、山口県警察本部（以下「本部」という。）の部長、課長又は隊長に専決させることができる。

(専決事項の報告)

第 6 条 本部長、高速隊長及び署長は、第 3 条の規定により専決処理した事務については、その概要を取りまとめ、速やかに公安委員会に報告するものとする。この場

合において、高速隊長及び署長が行う報告は、本部長を経て行うものとする。

- 2 前項の規定は、前条の規定により、本部長が本部の部長、課長又は隊長に専決させた事務について準用する。

附 則

この規程は、平成元年9月1日から施行する。

附 則 (平成2年9月1日公安委員会規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成2年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 道路交通法の一部を改正する法律（平成元年法律第90号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第1号に掲げる講習に係る事務の専決については、なお従前の例による。

附 則 (平成2年12月28日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成3年1月1日から施行する。

附 則 (平成3年7月1日公安委員会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年2月28日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成4年3月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月17日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成4年4月20日から施行する。

附 則 (平成4年6月30日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年10月23日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成4年11月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月24日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年7月30日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成5年8月1日から施行する。

附 則 (平成6年5月10日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則 (平成6年6月20日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成6年6月20日から施行する。

附 則 (平成6年9月30日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年1月31日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成7年1月31日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年5月30日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成7年6月1日から施行する。

附 則 (平成7年7月21日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成7年7月21日から施行する。

附 則 (平成7年7月28日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成7年7月28日から施行する。

附 則 (平成7年10月13日公安委員会規程第7号)

この規程は、平成7年10月18日から施行する。

附 則 (平成8年8月30日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成9年10月31日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成9年10月31日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年6月16日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成10年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年9月29日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年12月1日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（16の表に係る部分を除く。）、別表第2の3の表第3条第2項の項の次に次のように加える改正規定、同表第7条第5項の項の改正規定、同表第7条第6項の項の次に次のように加える改正規定及び別表第2の4の表の改正規定（第12条第1項の項を改める部分及び第20条の4第2項の項を加える部分を除く。）は、平成10年12月1日から施行する。

附 則 (平成11年10月29日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成11年11月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月7日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成12年7月7日から施行する。

附 則 (平成12年11月24日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成12年11月24日から施行する。

附 則 (平成13年1月5日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年2月20日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成13年2月20日から施行する。

附 則 (平成14年2月26日公安委員会規程第1号)
この規程は、平成14年3月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月26日公安委員会規程第2号)
この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月31日公安委員会規程第4号)
この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月17日公安委員会規程第5号)
この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月25日公安委員会規程第2号)
この規程は、平成15年3月31日から施行する。

附 則 (平成15年8月22日公安委員会規程第3号)
この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則 (平成15年11月18日公安委員会規程第5号)
この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月29日公安委員会規程第1号)
この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月21日公安委員会規程第2号)
この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日公安委員会規程第3号)
この規程は、平成17年3月31日から施行する。

附 則 (平成17年7月19日公安委員会規程第5号)
この規程は、平成17年7月19日から施行する。

附 則 (平成17年9月27日公安委員会規程第6号)
この規程は、平成17年9月27日から施行する。

附 則 (平成17年11月25日公安委員会規程第7号)
この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日公安委員会規程第8号)
この規程は、平成17年12月27日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日公安委員会規程第1号)
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月28日公安委員会規程第3号)
この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月30日公安委員会規程第4号)
この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月7日公安委員会規程第5号)
この規程は、平成18年7月7日から施行する。

附 則 (平成18年9月15日公安委員会規程第6号)
この規程は、平成18年9月15日から施行する。

附 則 (平成19年6月1日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成19年6月1日から施行する。ただし、別表第1の72の表第24条の項、別表第1の61の表第38条第15項の項及び第38条第16項の項並びに別表第1の60の表第32条の2の2第4号の項の改正規定、別表第1の59の表の改正規定(同表を別表第1の62の表とする部分を除く。)並びに別表第2の30の表第24条の項及び別表第2の25の表第108条の2第1項第11号の項の改正規定は、同月2日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月29日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月9日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成20年5月13日から施行する。

附 則 (平成20年5月30日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月27日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成20年6月27日から施行する。

附 則 (平成20年7月4日公安委員会規程第7号)

この規程は、平成20年7月4日から施行する。

附 則 (平成20年11月28日公安委員会規程第8号)

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月12日公安委員会規程第9号)

この規程は、平成20年12月18日から施行する。

附 則 (平成21年5月29日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月7日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成21年8月10日から施行する。

附 則 (平成21年12月4日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成21年12月4日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成22年4月19日から施行する。

附 則 (平成23年3月18日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月2日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月30日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成24年10月30日から施行する。

附 則 (平成25年7月5日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成25年7月5日から施行する。

附 則 (平成25年10月4日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成25年10月4日から施行する。

附 則 (平成26年5月30日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月27日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成27年3月1日から施行する。ただし、第3条及び別表第1の37の表の改正規定、別表第1の80の表に次のように加える改正規定並びに別表第1の81の表に次のように加える改正規定は、同年2月27日から施行する。

附 則 (平成27年5月29日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成28年3月23日から施行する。ただし、別表第1の21の表の改正規定は、同年3月18日から施行する。

附 則 (平成28年6月10日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成28年6月23日から施行する。

附 則 (平成28年7月15日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成28年7月15日から施行する。

附 則 (平成28年11月25日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成28年11月30日から施行する。

附 則 (平成28年11月29日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月27日公安委員会規程第7号)

この規程は、平成29年1月3日から施行する。

附 則 (平成29年3月10日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 (平成29年5月26日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成29年5月26日から施行する。

附 則 (平成29年6月13日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附 則 (平成30年10月19日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成30年10月24日から施行する。ただし、別表第1の27の表の改正規定は、同月19日から施行する。

附 則 (令和元年6月11日公安委員会規程第1号)

この規程は、令和元年6月13日から施行する。

附 則 (令和元年8月30日公安委員会規程第3号)

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月29日公安委員会規程第4号)

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日公安委員会規程第1号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日公安委員会規程第2号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月11日公安委員会規程第2号)

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

附 則 (令和4年5月6日公安委員会規程第3号)

この規程は、令和4年5月6日から施行する。

附 則 (令和4年5月13日公安委員会規程第4号)

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日公安委員会規程第2号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月21日公安委員会規程第3号)

この規程は、令和5年7月21日から施行する。

附 則 (令和5年9月1日公安委員会規程第4号)

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日公安委員会規程第1号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年8月30日公安委員会規程第3号)

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月21日公安委員会規程第2号)

この規程は、令和7年3月24日から施行する。ただし、別表第2の29の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。